

第25期宝塚市農業委員会

令和8年第3回議事録

(2026年)

令和8年3月23日

(2026年)

宝塚市農業委員会

第25期 宝塚市農業委員会 令和8年第3回議事録

1. 日 時 令和8年(2026年)3月23日(月)14時00分～15時00分

2. 場 所 宝塚市役所4階 大会議室

3. 農業委員定数 13人

4. 出席委員

1番船岡知恵美、2番福本充宏、3番阪上文代、4番小中和正、5番逢坂洋子、6番林五郎、7番阪上照一、8番古野弘之、9番平塚茂樹、10番金岡昭弘、11番西田勝、13番田中宏明

5. 欠席委員

なし

6. 農地利用最適化推進委員定数 5人

7. 出席農地利用最適化推進委員

1番上田健、2番小畑健二、3番阪上秀一、4番二井久和、5番和田秀彰

8. 欠席農地利用最適化推進委員

なし

9. 事務局

事務局長 佐藤隆政 係長 木元富夫 事務職員 岡村美佑、岡田優花里

10. 議 題

1 議案第104号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の件

2 議案第105号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画認定の決定の件

3 報告第115号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件

4 報告第116号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件

5 報告第117号 農地法第18条第6項の規定による届出の件

6 報告第118号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明の件

第25期宝塚市農業委員会令和8年第3回総会

日時：令和8年3月23日

開会 午後2時00分

○林会長 それでは、第25期宝塚市農業委員会令和8年第3回の総会を開催したいと思います。本日は、欠席者はございません。第3回総会は成立しております。本日の議事録署名委員には7番阪上照一委員と8番古野委員、お二人にお願いします。それでは総会を始めます。事務局長から諸般の御報告をお願いします。

(諸般の報告)

○林会長 ありがとうございます。今、事務局からお話がありましたが、兵庫県農業会議の会長だった荒木会長が勇退され、新しく伊藤聡さんという方が4月1日から会長になられますので御報告させていただきます。諸般の報告につきまして、ほかに何か御意見、御質問ございますか。特にないようでしたら、審議に移りたいと思います。議案第104号を議題といたします。事務局から説明願います。

○事務局 議案第104号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の件。別紙のとおり、農地法第3条第1項の規定による許可申請がありましたので、御審議願います。全部で3件ございます。譲渡人の方は全て同じ方です。

1件目、譲受人が(住所)(氏名)さん。譲渡人が(住所)(氏名)さんほか1名です。申請地が長谷字(地番)、地目は田、地積は1,817㎡です。譲受人の耕作面積は0㎡で、従事者数は2名。権利の種類は所有権の移転です。その他といたしまして、農会長の同意書は新規就農のため添付がございました。譲渡人のほか1名ですが、(住所)(氏名)さんです。位置図は、7ページを御覧ください。

調査書を読み上げさせていただきます。譲受人は(氏名)さん、譲渡人は(氏名)さんほか1名。作成者は岡村です。第2項第1号(全部効率利用)につきまして、譲受人の方は申請地の近隣に住んでおり、農作業歴は30年です。この方、農地台帳上、耕作面積の農地はないのですが、お母様と世帯の方も農作業に従事しておられると伺っております。保有している農機具の能力、農作業に従事する状況等から見て、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。トラクター1台を所有されております。第2項第2号(農地所有適格法人以外の法人)につきましては、個人のため適用はございません。第2項第3号(信託)につきましては、信託ではないので適用はございません。第2項第4号(農作業常時従事)につきましては、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。農業従事者は譲受人含め世帯員の2名で、それぞれ年間100日と250日です。第2項第5号の(転貸禁止)につきましては、許可申請に係る農地は所有農地であり転貸には当たりません。

第2項第6号(地域調和)につきましては、申請地では販売用の野菜と大豆を生産予定です。本件によって長谷地区の地域計画の達成に支障は生じないことを確認済みです。譲受人は、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じないものと考えられます。なお、3月9日に事務局2名、農業委員4名、推進委員1名が、申請地並びにその周辺農地の利用状況等を確認いたしました。

2件目、譲受人が(住所)(氏名)さん。譲渡人は(住所)(氏名)さんほか1名です。申請地は長谷字(地番)、地目は田、地積は453㎡です。譲受人の耕作面積は1万930㎡で、従事者数は3人です。調査書は後ほど読み上げます。権利の種類は所有権の移転です。譲渡人のその他1名も同じく(氏名)さんです。位置図については、8ページを御覧ください。

調査書を読み上げさせていただきます。譲受人は(氏名)さん、譲渡人は(氏名)さんほか1名、作成者は岡村です。第2項第1号(全部効率利用)につきましては、譲受人は申請地の近くで50年農業を営んでおり、保有している農機具の能力、農作業に従事する状況等から見て、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。トラクター2台とコンバイン2台、田植機1台、耕運機1台、軽トラック1台を所有しておられます。第2項第2号(農地所有適格法人以外の法人)につきましては、譲受人は個人のため適用はございません。第2項第3号(信託)につきましては、信託ではないので適用はございません。第2項第4号(農作業常時従事)につきましては、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。従事者は譲受人含め世帯員3名で、それぞれ年間300日と50日と20日です。第2項第5号(転貸禁止)につきましては、許可申請に係る農地は所有農地であり、転貸には当たりません。第2項第6号(地域調和)につきましては、申請地では、販売及び自家消費用の米を生産予定です。本件によって長谷地区の地域計画の達成に支障は生じないことを確認済みです。譲受人は、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、3月9日に事務局2名、農業委員4名、推進委員1名が申請地並びにその周辺農地の利用状況等を確認いたしました。

3件目、譲受人が(住所)(氏名)さんです。譲渡人は(住所)(氏名)さんほか1名です。申請地は長谷字(地番)ほか1筆で、地目は田、地積は2筆合計で3,063㎡です。譲受人の耕作面積は0㎡、従事者数は5人です。調査書は後ほど読み上げます。権利の種類は所有権の移転です。その他としまして、(氏名)さんに対する新規就農としての農会長の同意書の添付がございます。申請地のほか1筆ですが、長谷字(地番)・田・1,357㎡です。譲渡人のその他1名は(氏名)さんです。

調査書を読み上げさせていただきます。譲受人は(氏名)さん、譲渡人は(氏名)さんほか1名、作成者は岡村です。第2項第1号(全部効率利用)につきましては、譲受人は30年以上農業を営んでおり、保有している農機具の能力、農作業に従事する状況等から見て、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。この方も、この方自身

の名義の農地は農業委員会のほうにはないのですが、農業等の営みは御家族とともにされているとのこと。トラクター1台とコンバイン1台、田植機1台、軽トラック1台を所有しておられます。第2項第2号（農地所有適格法人以外の法人）につきましては、譲受人は個人のため適用はございません。第2項第3号（信託）につきましては、信託ではないので適用はございません。第2項第4号（農作業常時従事）につきましては、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。従事者は譲受人含め世帯員5名で、それぞれ年間50日が3名と365日が2名です。そのうちお一方で農作業経験が50年ほどおありの方がいらっしゃいます。第2項第5号（転貸禁止）につきましては、許可申請に係る農地は所有農地であり、転貸には当たりません。第2項第6号（地域調和）につきましては、申請地では、販売及び自家消費用の米を生産予定です。本件によって長谷地区の地域計画の達成に支障は生じないことを確認済みです。譲受人は、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、3月9日に、事務局2名、農業委員4名、推進委員1名が申請地並びにその周辺農地の利用状況等を確認いたしました。位置図は、9ページを御覧ください。

○林会長 地区委員の御意見をお伺いしたいと思います。1件目から3件目、小畑推進委員。

○小畑推進委員 1件目ですが、2年ほど前から作っておられ、田んぼも管理できていますので、問題ないと思います。2件目ですけれども、(氏名)さんも以前から作っておられて、直売の管理等もされている方です。3件目ですけれども、(氏名)さんのお父さんが地元の方で、3町ほど作っておられますので、別に問題ないと思います。

それで、何で処分されるかということですが、もともとこれ3件とも(氏名)さん、お父さんが買われていて、お父さんがされていたけど今息子さんは手が回らないということで、処分したいということらしいです。以上、今のところ全部管理ができていますので、問題ないと思います。

○林会長 農業委員、推進委員で、3件について何か御意見、御質問ございますか。特にないようですので、採決いたします。議案第104号について、許可することに賛成の農業委員は挙手願います。

(挙手)

○林会長 全員が賛成ですので、許可することといたします。次に、議案第105号を議題といたします。事務局から説明願います。

○事務局 議案第105号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画認定の決定の件。宝塚市長から都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画認定について意見を求められましたので、御審議願います。

申請人の方、(住所)(氏名)さん。所有者の方は、(住所)(氏名)さん。都市農地の場所ですが、平井(地番)、地目は田、地積は824㎡です。借受人の方の耕作面積ですが247㎡でハウスがそのうち72㎡、労働力は2名です。調査書は後ほど御説明させていただきます。始ま

りが令和8年4月1日から終わりが令和14年9月30日の6年6か月間となっております。権利の種類は賃貸借となっております。位置図は13ページで御確認をお願いいたします。

調査書を読ませていただきます。申請人の方が(氏名)さん、所有者の方が(氏名)さん、作成者は岡田です。耕作事業内容は、サボテン・多肉植物を鉢植え栽培にて温室内育成し、インターネット販売を中心に販売を進める。具体的な事業内容として、(氏名)さんは植物の残渣等は農地に放置せず適切に処理する。除草は適時作業を実施。農地の利用の際は、早朝・夜間を避け、路上駐車・騒音には十分気をつけると聞いております。

地権者の(氏名)さんは、当該農地周縁部の除草や農会・水利組合との折衝、水路の管理等行い、この農地で営む農業について年間30日程度の活動を行うと聞いております。従事状況ですが、年間従事予定日数が150日。農地の利用状況ですが、所有地はゼロです。所有地以外の土地が247㎡のうち温室72㎡となっております。作付け予定作物は、サボテンと多肉植物、所有している機具はありません。農作業経験は3年半で、世帯の労働力は1名、圃場までの距離は10分です。周辺地域との関係ですが、借り受ける圃場は温室栽培が主であることから、周辺環境への農薬のドリフト等の影響は少ないと考えられます。また、温室内は鉢植えての栽培であることから、他の農家の耕作の影響は少ないということです。今回借りられるところに、現地調査行かれた際は、ハウスの骨組みだけが残っている状態だったかと思うのですけれども、新しく(氏名)さんがハウスを1棟建てて利用されるというふう聞いております。

○林会長 地区委員の御意見をお伺いしたいと思います。阪上文代会長代理。

○阪上文代会長職務代理 はい、特に問題はないと思います。

○林会長 農業委員、推進委員で本件に対しまして何か御意見、御質問ございますか。特にないので、採決いたします。議案第105号について、認定することに賛成の農業委員は、挙手願います。

(挙手)

○林会長 全員が賛成ですので、認定することといたします。続いて報告事項に移ります。報告第115号を報告いたします。事務局から説明願います。

○事務局 報告第115号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件。別紙のとおり、農地法第4条第1項第7号の規定による届出があったもののうち、専決処分したものについて報告します。全部で4件ございます。

1件目、届出者が、(住所)(氏名)さん。届出地は山本東(地番)ほか1筆です。地目は畑、地積は2筆合計で416㎡です。転用目的は、長屋住宅用地と露天駐車場で、造成期間はございません。建設期間は令和8年6月21日から200日間です。施設の概要は、木造2階建4戸、駐車場のほうは砂利敷の駐車場が24台です。面積は木造2階建の長屋住宅は延床面積が300㎡で、駐車場の面積は89㎡です。その他といたしまして、水利組合の同意書の添付と、隣接農地の同意書の添付がございました。また17ページにあるように、始末書の添付がござ

いました。こちら既に駐車場に現状がなっておりますので、土地の造成期間がございません。届出地のその他1筆といたしましては、山本東(地番)・畑・89㎡です。位置図は、19ページを御覧ください。

2件目、届出者が(住所)(氏名)さん。届出地は山本東(地番)。地目は畑、地積が138㎡です。転用目的は、露天駐車場で、こちらも既に駐車場になっているため、造成期間がございません。建設期間もございません。施設の概要は、同じく砂利敷駐車場24台で、面積がこちらは138㎡です。その他といたしまして、水利組合の同意書の添付と、隣接農地の同意書の添付がございました。また、始末書は18ページに添付をさせていただいております。位置図も同じく19ページを御覧ください。

3件目、届出者は、(住所)(氏名)さん。届出地が中筋(地番)。地目は田、地積が525㎡です。転用目的は、資材置場で、造成期間は令和8年3月15日から20日間で、建物はないので建設期間はございません。施設の概要は、碎石敷で面積が同じく525㎡です。その他といたしまして、水利組合の同意書の添付、隣接農地の同意書の添付がございました。位置図は21ページ、施設の概要は、22ページを御覧ください。

4件目、届出者、(住所)(氏名)さんです。届出地は安倉中(地番)。地目は田、地積は622㎡です。転用目的は、障がい者用グループホームの事業用地とするためです。造成期間は令和8年4月1日から14日間。建設期間は令和8年4月22日から318日間です。施設の概要は、軽量鉄骨2階建1棟で、延床面積が489㎡です。その他といたしまして、水利組合の同意書の添付と、隣接農地の同意書の添付がございました。位置図は、23ページ、施設の概要は、24ページを御覧ください。

○林会長 地区委員の御意見をお伺いしたいと思います。1件目、2件目、金岡野委員。

○金岡委員 僕らが小学校生ぐらいのときから、もうここは畑ではなく、駐車場になっておりました。始末書も出ておりますので、問題はないかと思えます。

○林会長 2件目もそういうことですね。

○金岡委員 そうですね、はい。

○林会長 分かりました。それでは、3件目、阪上文代会長代理。

○阪上文代会長職務代理 特に問題ないです。

○林会長 特に問題ないですね。4件目、田中委員。

○田中委員 現地も見ましたが、特に問題はないと思えます。

○林会長 農業委員、推進委員で、何か御意見、御質問等ございますか。特にないようですので、次に移りたいと思えます。報告第116号を報告いたします。事務局から説明願います。

○事務局 報告第116号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件。別紙のとおり、農地法第5条第1項第6号の規定による届出があったもののうち、専決処分したものについて、報告します。今回は全部で3件あります。

1件目、譲受人が、(住所)(氏名)さん。譲渡人が(住所)(氏名)さん。届出地が川面(地番)、地目は畑、地積が477㎡、転用目的は住宅用地と道路。造成期間は令和8年4月中旬から90日間、建設期間は令和8年8月1日から120日間。施設の概要は、木造2階建7棟、道路がアスファルト舗装です。面積が、木造2階建のほう延べ床面積170㎡で、道路が200㎡です。権利の種類は所有権で、その他としまして水利組合の同意書の添付がありました。隣接農地は届出者所有のため同意書の添付はありません。始末書の添付もございました。既にちょっと造成に入ってしまったので、始末書という形で提出していただいております。位置図は、29ページを御確認お願いいたします。

2件目、届出者が(住所)(氏名)さん。譲渡人が(住所)(氏名)さん。届出地が安倉北(地番)ほか2筆、地目は田、地積が3筆合計で2,644㎡です。転用目的は住宅用地と道路、造成期間が令和9年4月1日から8か月間、建設期間が令和9年12月1日から4か月間。施設の概要ですが、木造2階建19棟のアスファルト舗装です。延べ床面積が110㎡、道路は300㎡です。権利種類は所有権です。その他としまして水利組合と隣接農地の同意書の添付がございました。申請地のほか2筆ですが、安倉北(地番)・田・160㎡と(地番)・田・72㎡です。位置図は31ページ、概要は32ページで御確認をお願いします。

3件目、届出者の譲受人が(住所)(氏名)さん。譲渡人が(住所)(氏名)さん。届出地が安倉中(地番)ほか6筆、地目は田、地積が7筆合計で1,665㎡です。転用目的は住宅用地。造成期間は令和8年4月15日から180日間、建設期間は令和8年10月15日から150日間。施設の概要は木造2階建が15棟、延べ床面積は約100㎡で、権利の種類は、所有権です。その他としまして水利組合の同意書の添付がありました。今回、隣接農地はありませんので同意書の添付はありませんが、地役権が付いていたので、関西電力送配電株式会社の同意書の添付がございました。申請地の6筆ですが、安倉中(地番)・田・345㎡、(地番)・田・83㎡、(地番)・田・473㎡、(地番)・田・36㎡、(地番)・田・195㎡、(地番)・田・383㎡となっております。位置図は33ページ、施設の概要は34ページで御確認をお願いします。

○林会長 地区委員の御意見をお伺いしたいと思います。1件目、川面6丁目、古野委員。

○古野委員 始末書も出ておりますので、やむを得ないと思います。

○林会長 2件目、3件目、田中委員。

○田中委員 知り合いの方ですが、特に問題はありません。

○林会長 農業委員、推進委員で、何か御意見、御質問ございますか。特にないようですので、報告第117号を報告いたします。事務局から説明願います。

○事務局 報告第117号 農地法第18条第6項の規定による届出の件。別紙のとおり農地法第18条第6項の規定による通知がありましたので、報告します。

こちらは先月の総会で、農地中間管理機構の通した農地の貸借で、議案に挙げさせていただきました農地なのですが、まだ相対での利用権の農地の貸借が続いており、全て中間管理

に切り替えるということで先日申請をいただき、先月の総会に挙げさせていただきました。その後、合意解約の書類も出てまいりましたので、相對の利用権については、こちらで解約をさせていただきますという通知の報告です。

届出者のうち貸主が、(住所)(氏名)さん、借主が(住所)(氏名)さんです。届出地は大原野字(地番)ほか4筆で、地目は田、地積は5筆合計で4,508㎡です。合意解約が成立した日が令和8年2月28日、土地の引渡し時期も令和8年2月28日となっておりますが、3月1日より中間管理での農地貸借が継続して始まります。離作補償等の条件はなし。その他といたしまして、使用貸借権の設定の解除、農地中間管理事業への貸借へ変更のためです。貸借の農地のその他4筆ですが、大原野字(地番)・田・2,059㎡、字(地番)・田・489㎡、(地番)・田・565㎡、(地番)・田・95㎡の計5筆となっております。位置図には37ページと38ページを御覧ください。

○林会長 農業委員、推進委員で、何か御意見、御質問ございますか。特にないようですので、次に移ります。報告第118号を報告いたします。事務局から説明願います。

○事務局 報告第118号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明の件。別紙のとおり、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることを証明したので報告します。

1件目、申請人が(住所)(氏名)さん。農業経営期間が令和5年2月8日から令和8年2月6日です。耕作面積は6,446㎡で、納税猶予農地は中筋(地番)ほか7筆の合計8筆です。面積は同じく6,446㎡です。証明年月日は令和8年2月6日です。その他といたしまして、願出地のその他7筆ですが、同じく中筋(地番)・田・302㎡、こちら持分2分の1です。先ほどの(地番)も持分が2分の1で合わせて水稻をされておられました。中筋(地番)・田・842㎡、(地番)・田・1,054㎡で、こちらは苗木を育てておられました。(地番)・田・1,208㎡、こちらは畑でした。(地番)・田・107㎡、こちらは肥培管理をされておられました。(地番)・田・1,726㎡、こちらはハウスが1棟と畑がありました。(地番)・田・546㎡、こちらは水稻をされていらっしゃいました。位置図は、43ページと44ページの2ページを御覧ください。

2件目、申請人が(住所)(氏名)さん。農業経営期間は令和5年2月8日から令和8年2月6日です。耕作面積は7,414㎡で、納税猶予農地は中筋(地番)ほか10筆の合計11筆。納税猶予面積は同じく7,414㎡。証明年月日は令和8年2月6日です。願出地のその他といたしまして、先ほど読み上げた(地番)・田・429㎡で、こちらは苗木を育てておられました。その他10筆ですが、中筋(地番)・畑・317㎡、こちらは肥培管理です。(地番)・田・661㎡と(地番)・田・302㎡、どちらも持分が2分の1で、こちらは水稻でした。中筋(地番)・畑・297㎡と中筋(地番)・田・2,766㎡、(地番)・畑・476㎡、(地番)・畑・684㎡、(地番)・畑・307㎡、(地番)・畑・535㎡と(地番)・田・640㎡で、こちらは苗木を育てておられました。位置図は、45、46、47ページの3ページ合わせて御覧ください。

3件目、申請人は(住所)(氏名)さん。農業経営期間は令和5年2月15日から令和8年2月10日です。耕作面積は3,555㎡で、納税猶予農地が山本中(地番)ほか4筆の計5筆。面積も合わせて同じく3,555㎡です。証明年月日は令和8年2月10日で、願出地のその他4筆ですが、先ほど読み上げた(地番)・田、水稻をされておられました。その他(地番)・田・704㎡と(地番)・田・763㎡と(地番)・田・852㎡と(地番)・田・466㎡、こちらは苗木を育ててらっしゃいました。

4件目、申請人が(住所)(氏名)さん。農業経営期間は令和5年2月23日から令和8年2月12日まで。耕作面積は3,207㎡で、納税猶予農地は中筋(地番)ほか4筆の計5筆です。面積も同じく3,207㎡です。証明年月日は令和8年2月12日です。その他といたしまして、中筋(地番)が水稻をされておられ、中筋(地番)・田・1,080㎡は植木を、(地番)・田・777㎡は畑を、中筋(地番)・田・664㎡は植木と畑を、(地番)・田・72㎡は植木を育てておられました。位置図は、49、50、51ページの3ページ合わせて御覧ください。

5件目、申請人が(住所)(氏名)さんです。農業経営期間は令和5年3月24日から令和8年2月17日です。耕作面積は1,260㎡で、納税猶予農地は口谷東(地番)ほか3筆、合わせて4筆です。納税猶予面積は1,211㎡です。証明年月日は令和8年2月17日です。願出地のうち先ほどの(地番)と(地番)・畑・231㎡は、果樹を育てておられました。また、(地番)・畑・326㎡のうち277㎡と(地番)・畑・636㎡は植木を育てておられました。位置図は、52ページを御覧ください。

6件目、申請人が(住所)(氏名)さんです。農業経営期間は令和5年2月9日から令和8年2月18日です。耕作面積は1,436㎡で、納税猶予農地は口谷東(地番)ほか3筆の合計4筆で、納税猶予面積は1,338㎡です。証明年月日は令和8年2月18日。願出地のその他3筆ですが、口谷東(地番)・畑・416㎡のうち353㎡、(地番)・畑・545㎡のうち510㎡、(地番)・畑・178㎡で、4筆ともに植木と苗木を育てておられました。位置図は、53ページを御覧ください。

7件目、申請人が(住所)(氏名)さんです。農業経営期間は令和5年2月11日から令和8年2月24日です。耕作面積は1,605㎡で、納税猶予農地は安倉南(地番)ほか4筆の合計5筆。納税猶予面積は1,460㎡です。証明年月日は令和8年2月24日です。その他といたしまして願出地のほか4筆ですが、安倉南(地番)・田・61㎡と(地番)・田・139㎡と(地番)・田・363㎡のうち218㎡と(地番)・田・207㎡で、5筆ともに苗木と植木を育てておられました。位置図については、54ページを御覧ください。

以上です。

○林会長 説明は終わりました。農業委員、推進委員で、何か御意見、御質問ございますか。

特にないようですので、以上で本日の議案2件、報告4件について審議等は終了させていただきます。これもちまして、令和8年第3回総会を閉会いたします。

閉会

以上、会議の内容を記載し、相違ないことを認証する

6番(会長) 林 五郎

7番 阪上 照一

8番 古野 弘之